

日本企業の目から見た 南米の概況とブラジル商標登録制度

森 康 晃*
森 智 香 子**

抄 録 本稿では日本企業の目から見た南米の概況、特に南米の地域大国であるブラジルに焦点を合わせ注目の諸点を解説します。また、ブラジルにおける商標登録の概要について紹介します。

目 次	
1. はじめに	
2. 南米の経済状況	
3. 南米における連携・協力体制	
4. 商標関連の国際条約への加盟の状況	
5. 多様な商標登録制度	
6. ブラジルの商標登録制度の概略	
7. おわりに	

1. はじめに

筆者（森 康晃）は、以前、旧通産省に勤務していましたが、旧通産省時代に、南米を担当していたことがありました（1990年～94年）。1980年代、南米は累積債務、低成長から“失われた10年”と呼ばれる深刻な経済危機を経験しました。また、英国によるフォークランド島占領紛争ではアルゼンチンの悲劇と言われ、同国は財政赤字、インフレによってIMFの管理下におかれていました。そして、ブラジルも財政赤字とインフレに苦しんでいたのです。南米は経済的危機の中で治安の悪化がひどく、ペルーでゲリラによるJICAの日本人職員4名の殺害や日本大使館の占拠事件などが発生していました。担当した件も、ジェットロのサンパウロセンターの所長（旧通産省からの出向者）が信号待ちの車の中で、車外から銃で狙撃されるという

事件でした。当時は現地の安全対策強化のために、加速は極めて遅いが、少なくとも銃弾は跳ね返せるという防弾車の調達や現地でテスト走行するなどの任務に当たったこともありました。そうした現場に出向くときは、飛行機のタラップを降りる際も、どこからか銃で狙われているのではという重苦しい気持ちがありました。

南米でも、また米国でも、アジアではフィリピンでもそうですが、銃が簡単に手に入る正当防衛合理説の国家、社会では、治安の問題は今も程度の差こそあれ変わらないでしょう。しかし、経済面では先に述べたIMF管理下の危機的状況を財政改革などで克服し、その後、外国投資が活発化しています。アルゼンチンも“ラブラタの奇跡”という経済発展を実現したほか、南米経済の中で最も大きな存在であるブラジルも、現在、新興国BRICSの一員として、今後引き続き中長期的な経済発展が見込まれています。

* 早稲田大学 創造理工学部（経営デザイン専攻・知財領域）教授 Yasuaki MORI
** 平成23年度日本弁理士会意匠委員会・著作権委員会委員 Chikako MORI

2. 南米の経済状況

(1) 概況

南米経済の概況としては、2011年11月現在の外務省・中南米概況¹⁾によれば、対象国の数は33カ国あり、国土面積は2,046万km²と日本の54倍、世界面積の15%、人口は5億5千万人と日本の4倍、世界人口の8.6%を占めています。国民総所得は2兆1千億ドルで、日本の40%、世界の5%、一人当たり国民総所得は4,008ドルで、日本の10%、世界平均の57%となっています。

(2) 2010年の実績と今後の展望

2010年の南米経済は輸出、個人消費を中心に景気回復が本格化し、6%を上回る高い成長率を達成しました。2011年以降は景気回復の減速が見られるものの、リーマンショックを発端とした2008、9年の世界金融危機前の4~5%台の安定的な経済成長に戻る方向に動いています。特に注目度の高いブラジルについて言いますと、個人消費の伸びと、スペインなど外国企業による企業投資が大幅に伸びています。その結果、2010年は、前年のマイナス成長から一転して7.5%という高い成長率を達成しました。これは、世界経済の中で新興国の存在が注目され、その中で資源国としての優位性、財政の健全性などから、ブラジルへの外国投資が大幅に増加したことが背景にあります。他方、こうした海外企業の投資の動きはブラジル通貨のレアル高を招いていますが、今のところその弊害は限定的で、むしろ輸入物価によるインフレ抑制効果と個人消費促進、企業の設備投資増加につながっています。今後の懸念材料としては、2011年に入って一次産品価格が反落し、その結果ブラジルの経常収支の赤字が続いていく点がありますが、国内の資本不足を海外からの投資で補うという循環が続く限りは安定的な経済成

長が可能であります。長期的にも豊富な資源、若年労働力という基礎的体力において競争力を保つことが明らかな以上、新興国の代表として世界経済に占める比重を高めていくものと見られます。

(3) ブラジル企業の活躍

世界最大の鉄鉱石生産企業のリオドセは、鉄鉱石のみならずマンガンなどの鉱物資源も豊富に生産しています。また、資源採掘のほかブラジルの鉄道網の60%を所有する運輸事業、港湾設備、電力事業も有しています。

また、大規模油田を次々に開発中の石油企業ペトロブラスは、2007年にブラジル南部沖合いに世界最大級の深海油田を発見し、その後もブラジル国内で大型油田を発見、開発中で、ブラジル以外の南米の油田も積極的に買収するなどしています。現在ブラジルは石油輸入国ですが、今後は世界の石油大国として中東をしのぐ位置づけとなることが予想されています。大手加工食品メーカーであるブラジル・フーズは、もともとサジアとベルジガンという大企業の合併で生まれた寡占的な企業であり、2003年に米国を抜いて鶏肉輸出第一位となったブラジルにおける肉製品を中心とするトップ企業となっています。現在、世界の食料輸出市場での第一位は米国であります。今後ブラジル企業が農業、加工食品分野でも大きく成長し、米国をしのぐ可能性もあると予想されます。

なお、バイオ資源の保護についてブラジルなどは新興国として、原産国の伝統的資源に対する権利を主張する動きを示しており、製薬企業、食品企業等は今後の動向を注視していく必要があるでしょう。

3. 南米における連携・協力体制

ポルトガルの元植民地であったブラジルを除けば、南米諸国は基本的にスペインの元植民地

であり、スペインを中心とした欧州の投資による産業構造がある、という歴史的経緯を有しています。基本的にスペイン語をベースにした南米諸国の地域経済統合の動きは世界に先行しており、アンデス共同体、メルコスール、中米統合機構、カリブ共同体などを形成、進展させ、2国間、複数国間のFTA（自由貿易協定）が推進されています。

こうした南米域内における地域経済統合は、明らかに域内の貿易促進、競争の活発化、その結果として価格競争を呼び、そのことが2000年以降の南米諸国のインフレの沈静化、経済成長につながっています。ここでは、特に重要性の高いアンデス共同体とメルコスールについて触れたいと思います。



図1 アンデス共同体とメルコスール

(1) アンデス共同体

アンデス共同体（通称「CAN」）は、英語ではAndean Community、スペイン語ではComunidad Andinaといます。2011年10月末時点において、加盟国はボリビア、コロンビア、エクアドル、ペルーです（図1参照）。

アンデス共同体の重点事項の一つとして、知的財産権の保護も含まれており、加盟国におけ

る迅速で透明性の高い制度への改善を目標として掲げています。アンデス共同体での共同体商標制度といったものは存在しませんが、加盟国における共通の知的財産体制に関する決定486（以下「決定486」）があり、加盟国で足並みを揃えている（若しくは揃えようとしている）事項もあります。

決定486の中には商標に関する事項を記載した第4章があり、この中には加盟国の遵守が求められている事項と裁量的な事項の両方が定められています。

共通で加盟国に求められる事項には、たとえば次のような事項があります。

- ・識別力を有する文字商標、図形商標、色彩商標、音響商標、においの商標など一定の商標を登録できる商標とすること。

- ・優先権証明書の提出は出願日から3か月以内とすること。

- ・識別性欠如、公序良俗に反するような商標は拒絶にすること。

- ・異議申立期間は公開から30日間で、何人も申立ができること。

- ・存続期間は登録日から起算し、登録から10年で10年毎に更新が可能とすること。

- ・ニース国際分類を使用すること。

なお、アンデス共同体加盟国中、ニース協定に加盟している国は存在しません。

- ・第三者の無断使用に対する権利行使について、販売、販売の申し出等の他に、輸出や輸入についても商標の使用と認められること。

(2) メルコスール

メルコスールはスペイン語ではMercosur、ポルトガル語ではMercosulと言います。日本語では通常、南米南部共同市場と訳されます。加盟国には、アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ、ベネズエラがあります（図1参照）。メルコスールは、域内での関税撤廃

と域外共通関税を実施することを目的としていますが、メルコスールとアンデス共同体は相互に準加盟メンバーと認定しあっており、合意されたスケジュールにより貿易の自由化を図っています²⁾。南米において人口が多く、経済的影響力の大きい国が加盟しており、知財分野においてもメルコスールが今後重要な役割を果たす可能性があります。

4. 商標関連の国際条約への加盟の状況

本稿執筆時点において、本稿で紹介する南米の国々はいずれもWTO加盟国であり、パリ条約に加盟している一方、マドリッドプロトコル議定書（通称「マドプロ」）には加盟していません（これらの国々では、各国毎に権利化を図る必要があります）。

ニース協定については加盟していない国が多い状況ですが、加盟はせず、ニース国際分類を採用している国が相当数あります。

表1では、南米諸国のパリ条約、マドプロ、ニース協定、商標法条約の加盟状況を示します。

表1 パリ条約・マドプロ・ニース協定・商標法条約の加盟状況

国名	パリ	マドプロ	ニース	商標法
アルゼンチン	○	×	○	○
ボリビア	○	×	×	○
ブラジル	○	×	×	○
チリ	○	×	×	○
コロンビア	○	×	×	○
エクアドル	○	×	×	○
ガイアナ	○	×	×	○
パラグアイ	○	×	×	○
ペルー	○	×	×	○
スリナム	○	×	○	○
ウルグアイ	○	×	○	○
ベネズエラ	○	×	×	○

5. 多様な商標登録制度

南米の国々は、それぞれ異なる商標登録制度を有しており、南米全体という括りで商標登録制度を解説するのは非常に困難です。たとえば、不使用取消の制度一つをとっても、不使用取消という制度を有する国とそうでない国があり、制度を有する国においても不使用取消の対象となる期間が登録日から5年であったり、3年であったりと様々です。

表2では、南米主要国³⁾の不使用取消制度の有無と取消対象となり得る不使用期間を示します。

表2 不使用取消制度の比較

国名	取消	不使用の期間
アルゼンチン	○	登録日から5年
ブラジル	○	登録日から5年
チリ	×	-
コロンビア	○	登録日から3年
ペルー	○	登録日から3年

6. ブラジルの商標登録制度の概略

本稿では、紙面の都合上、各国毎の制度を紹介することはできませんが、ブラジルの商標登録制度のポイントを説明しながら、他の南米諸国についても触れたいと思います。

(1) 基本原則

ブラジルの商標登録制度は先願主義、登録主義を基本とします。アルゼンチン、チリをはじめ南米の主要国は同様に先願主義、登録主義を基本としています。

なお、ブラジルでは、出願前のブラジルでの一定期間の使用により、優先的権利(right of precedence)が認められます。優先的権利は

先願主義の例外で、ブラジル国内で出願前6カ月以内に善意で出願対象と同一・類似の範囲で使用していた場合に優先的に登録が受けられるというものです（詳細を本稿では紹介しませんが、一定の制約があります）。

(2) 管轄の機関

ブラジルでは国家工業所有権院（通称「INPI」）が商標出願を受理し、登録する業務を行います。ブラジルには20以上の州がありますが、商標の州登録制度はなく、中央で一括管理されます。

(3) 登録できる商標

ブラジルで登録できる商標には、識別可能な文字商標、図形商標、色彩商標（色彩の組み合わせからなる商標）、立体商標、トレードドレスがあります。音響やにおい等、視覚的にとらえられない商標は保護されません。団体商標や証明商標の制度もあります。

登録できる商標については南米諸国において違いがみられます。

(4) 出願書類

ブラジルへの出願に際し、願書と委任状（公証・認証不要）の提出が必要です。加えて、事業宣誓書の提出も必要ということになっていますが、電子出願の場合は願書中に宣誓の一文があり、一文の横にチェックボックスがあるのでチェックをするだけで済みます。

必要書類については各国により異なり、願書と委任状の他に商標見本の提出が必要な国、委任状は出願時には必要ない国、委任状には公証・認証まで必要な国などがあります。

出願に関し、実務上重要な点として、ブラジルでは多区分出願ができません。ブラジル以外にも南米諸国には多区分出願が認められない、また、多区分出願は可能であっても商品と役務を一つの出願に含めることができないという制

約がある国がある点、留意が必要です。

(5) 審査・異議申立

ブラジルでは方式審査を終え、実体審査に入る前に出願公告を行います。第三者は異議申立をすることが可能で、期間は出願公告日から60日間です。南米の主要国では異議申立については付与前異議申立制度が採用されており、その点では一定の共通項があるといえますが、異議申立の機会をブラジルのように実体審査より前に設ける国など、その内容については様々です。

ブラジルの実体審査では、絶対的拒絶理由に加え、相対的拒絶理由についても審査されます。ブラジルの場合、拒絶理由通知など審査官の判断は公報（Intellectual Property Journal）に掲載することにより出願人等に連絡することになっています。なお、公報は英語では発行されておらず、ポルトガル語のみになります。ブラジルでは、先行する登録商標の他、先行する会社名が登録阻害要因になることも間々あるようです。

他の南米の主要国もブラジル同様、絶対的拒絶理由と相対的拒絶理由双方を審査する国がほとんどですが、相対的審査についてはオンラインデータベースに収録されている範囲内に限定する国など（未登録周知商標については考慮しない）、実際の審査の範囲は様々です。

(6) 登録・権利の管理

ブラジルにおける出願から登録までに要する期間は、長期間を要している状況で、出願によって差が大きく、およそ出願から2年～3年であるといわれています⁴⁾。他の南米の主要国と比べても審査期間は長期を要している状況です。

ブラジルでの商標権の保護期間は登録日から10年間で、更新により権利の維持が可能です。一定事由による権利を無効にする制度や

不使用取消の制度が存在します（表2参照）。ブラジルでは商標登録を無効にする方法として「Administrative Nullity Action」と「Nullity Trial」の2つの手段があり、前者は国家工業所有権院に対する手続きで、後者は裁判所に対する手続きです。Administrative Nullity Actionは請求期間が登録証公布日から180日という制約はありますが、Nullity Trialに比べると審理期間が短い、コスト的に安いといったことがあり、よく使われているようです。

7. おわりに

2008年以降、円高を背景に日本企業の海外投資は大幅に増加しており、北米における大型M&Aとならんで、ブラジルを中心とする資源開発投資が増加しています。円高傾向が続いた2010年、さらに2011年も日本企業の投資は増加しており、南米については、中長期的に潜在成長率が高く、財政健全化が図られているブラジルが主な投資対象となっていくものと考えられます。

南米の地域統合の進展を考えると、域内の市場を対象とした製造業投資は今後とも新興国の代表であるブラジルを牽引車とし、若年労働力の比率の高さ、鉱物・農産物といった一次産品の豊富な資源メリットをどう活かしていくかが今後の課題でしょう。距離的な面などから南米

での日本企業活動はおのずと限定される面はありますが、先に見た南米の今後の成長軌道について、日本企業はアジアのみでなく、もっと目を見開くべきであり、そこに新たな企業展開を見出す可能性も大きいと考えられます。

知的財産の問題に目を転ずると、今後、成長の可能性の高い南米において日本企業の進出や貿易面に関わっていく場合において、知的財産権制度の十分な実態把握と対応策の検討をさらに深めていく必要があります。特にビジネス展開を検討する上で商標の保護は欠かせない事項です。

本稿が、急速に関心が高まっている南米の概況やブラジル商標登録制度を知る一助になれば幸いです。

注 記

- 1) The World Bank, World Development Indicators 2011
- 2) 宇佐見耕一他、「図説 ラテンアメリカ経済」(2009)、日本評論社
- 3) 表2で挙げた南米の国は、2010年日本への輸入総額もしくは日本からの輸出総額で上位50位以内に入っています。
- 4) INTA Country Guides (2011年4月)。拒絶理由などがある場合には、さらに期間を要します。

(原稿受領日 2011年11月8日)